

加古川市強靱化計画(案)

(概要版)

令和2年5月

加古川市

1 趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、我が国において、社会経済的な諸機能が高度に集積する都市を直撃した初めての直下型地震であった。6,000名を超える死者のうち直接死の約8割が倒壊家屋による圧迫等が原因で亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的、物的被害が発生した。

また、平成23年3月の東日本大震災は、想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。

さらに、平成30年は、大阪府北部地震、7月豪雨、台風20号及び台風第21号により、被害が発生し、新たな課題が浮き彫りになるとともに、近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えが喫緊の課題となっている。

こうした経験と教訓を踏まえ、兵庫県においては、減災を基本に、津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策5箇年計画などに基づき施設整備を推進するとともに、「忘れない」、「伝える」、「活かす」、「備える」総合的な対策を進めている。また、平成30年の災害などを受け、分野別計画の改定、高潮対策計画の策定を行っているところである。

一方、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定されている。平成30年12月には、社会情勢の変化等を踏まえた脆弱性評価結果や、平成30年7月豪雨等をきっかけとした重要インフラの緊急点検結果を反映させ、計画が見直された。こうした国の動向を踏まえ、兵庫県においては、阪神・淡路大震災の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」が令和2年3月に改訂された。

本市においては、国の国土強靱化基本計画及び兵庫県の国土強靱化地域計画との整合に留意しつつ、加古川市における国土強靱化地域計画として「加古川市強靱化計画」を定めるものである。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

3 計画期間

令和2年度から概ね5年とする。

4 基本目標

本市が強靱化を推進する上での基本目標として、

- ①人命の保護を最大限図ること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速に復旧復興すること

の4つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

5 強靱化を推進する上での基本方針

人口減少下において地域の元気づくりを進めるには、安全・安心の確保が重要な基盤となる。本市の強靱化は、大規模自然災害等への対応のほか、大規模自然災害等がもたらす経済的リスクの軽減や、インフラ整備及び新技術開発等を通じて、経済効果を生み出すものである。施策の推進に当たっては、阪神・淡路大震災の経験と教訓、東日本大震災など、これまでに発生した数々の災害から得られた知見を踏まえて取り組むこととする。

こうしたことから、本市における強靱化を推進する上での基本方針は、国土強靱化基本計画及び兵庫県強靱化計画が掲げる基本方針との整合を図ることを基本とし、次のとおりとする。

(1) 長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組の実施主体は、市だけでなく国、兵庫県、事業者、市民等の多岐にわたることから、関係者相互における連携協力を一層強化して推進する。
- ・被災地支援（応援）や本市が被災した場合の応援の受入れ（受援）、自治体間の相互応援協定により、広域的な応援・受援機能を充実させ、巨大災害に備える。

(3) 効果的な施策の推進

- ・想定される被害や地域の状況に応じて、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（市、県、国）と民（事業者、市民）が役割分担して取り組む。
- ・各施設や取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展など、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。

(4) 効率的な施策の推進

- ・限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

6 特に配慮すべき事項

(1) 平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓を踏まえた対策

平成 30 年は、大阪府北部を震源とする地震、7 月豪雨、台風 20 号、台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われたことを受け、国は「重要インフラの緊急点検」を実施し、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて、多くの教訓を得た。以下に、本市にも関わりのある具体的事例を示す。

- ・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れがある区間への対応が必要であること
- ・土砂災害へのソフト対策について、災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
- ・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
- ・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
- ・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること
- ・電柱が倒壊し、道路が閉塞することによる復旧活動の阻害や、電線が寸断され、停電が発生するなどの課題に対応する必要があること

(2) 兵庫県強靱化計画との協調

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、地域住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりにも資するものであり、極めて重要である。

そのため、国及び兵庫県の計画策定・改定の動向を注視しつつ、兵庫県強靱化計画と協調して強靱化施策を推進し、災害に強い加古川市を目指す。

7 事前に備えるべき目標・リスクシナリオ・脆弱性評価

(1) 想定するリスク

本計画では、市民生活及び地域経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震、山崎断層帯（主部南東部及び草谷断層）に加え、風水害による豪雨、土砂、高潮災害を想定する。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

8つの「事前に備えるべき目標」とともに、その妨げになるものとして40の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

(3) 脆弱性評価の実施

リスクシナリオを回避するための観点から、市が現在実施している施策を整理点検し、進捗状況を踏まえたうえで、本市における現状の脆弱性の評価を行う。

8 強靱化に向けた推進方針

リスクシナリオを回避するため、各リスクシナリオに対応した91の個別施策に加え、リスクシナリオ全般に係る横断的分野として設定した5分野に係る推進方針を定め、効果的・効率的に施策を推進する。

9 計画の推進

計画の推進については、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）を繰り返して各施策を推進することとする。また、各施策を推進するにあたり、市や地域、関係機関等と連携・協力しながら取り組むこととする。

また、計画の見直しについては、本計画が強靱化に向けた方針や目標を示すものであることから、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに計画の全体を見直すこととするが、計画期間中に新たに実施すべき事業が生じた場合などは、適宜必要な見直しを行うこととする。

【推進方針の概要】

(1) リスクシナリオ別の推進方針

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	個別施策
1	直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	a 住宅・建築物等の耐震化
			b 多くの利用者がある建築物、医療施設、学校施設等の耐震化
			c 交通施設、沿道建築物の耐震化
			d 危険空家の除却
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	a 密集市街地の改善
			b 多くの利用者がある建築物、医療施設、学校施設等の耐震化
		1-3 津波等による多数の死傷者の発生	a 陸閘(りっこう)等の迅速かつ確実な閉鎖
			b 防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策
			c 防潮水門の耐震補強
			d 避難体制の確保・訓練の実施
			e 津波ハザードマップの策定
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	a 総合的な治水対策
			b 高潮対策
			c 減災のためのソフト対策
		1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	a 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化
b 山地防災・土砂災害対策			
c ため池対策			
2	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	a 食料、飲料水の供給体制の確保	
		b 水道施設の耐震化等	
		c 輸送路の確保・道路交通機能の強化	
		d 各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保	
	2-2 孤立集落等の同時発生	a 道路交通機能の強化	
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	a 消防等の災害対応力強化	
		b 地域の防災組織の災害対応力強化	
		c 防災関係機関との連携強化・訓練	
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	a 帰宅困難者対策の推進	
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	a 救急・医療体制の充実	
b 緊急輸送道路ネットワーク等の確保			
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	a 疫病・感染症対策に係る体制の構築		
	b 下水道施設の機能確保		
	c 避難所の衛生環境の確保		
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	a 避難所の衛生環境の確保		
	b 避難所等としての機能を担う市有施設の耐震化		
3	3-1 被災による警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱	a 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化	
	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	a 本庁舎の建替整備	
b 災害時即時対応体制の強化			
c 市域を越えた連携強化			
4	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	a 情報通信手段の確保	
		b 電力供給の維持に係るインフラ整備	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	a 情報提供手段の確保	
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	a 消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有	
		b 雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有	
		c 情報収集・提供に係る人材育成	
d 避難行動要支援者の避難支援体制の構築			

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	a	市内事業所BCP策定の推進
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害	a	道路交通機能の強化
				b	港湾機能の強化
				c	工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保
		5-3	コンビナート施設の損壊、火災、爆発等	a	石油コンビナートの消防防災体制の充実強化
		5-4	幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	a	道路交通機能の強化
b	港湾機能の強化				
5-5	食料等の安定供給の停滞	a	食品産業事業者等の災害対応力強化		
		b	道路等の機能強化		
5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	a	水資源の有効利用等の推進		
		b	上水道の耐震化		
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガス、サプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	a	訓練の実施
				b	自立・分散型エネルギー等の導入促進
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	a	水道施設の耐震化
				b	広域的な応援体制の整備
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	a	下水道施設の耐震化
				b	下水道施設の老朽化対策
c	農業集落排水施設の老朽化対策				
d	浄化槽の老朽化対策				
6-4	交通インフラの大規模かつ長期間にわたる機能停止	a	道路交通機能の強化		
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	a	水資源の有効利用等の推進		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	a	警察、消防の災害対応力強化
				b	密集市街地の改善
				c	道路交通機能の強化
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	a	コンビナート災害の発生・拡大防止
				b	危険な物質を扱う施設の耐震化
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	a	住宅・建築物の耐震化
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	a	ため池等の整備
b	台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化				
c	山地防災・土砂災害対策				
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	a	有害物質取扱事業者の災害対応力強化		
7-6	農地・森林等の被害による市域の荒廃	a	農地・農業水利施設等の保全管理		
		b	災害に強い森づくりの推進		
		c	適切な公園施設の整備・長寿命化対策		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	a	災害廃棄物処理
				b	廃棄物処理施設の整備
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	a	人材の育成、確保
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	a	浸水への対策
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	a	文化財等の耐災害性の向上
				b	地域の防災組織の活性化
c	地域の防災人材の育成				
d	こころのケア体制の強化				
e	災害ボランティア活動支援体制の整備				
8-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	a	地籍調査の実施		
		b	応急仮設住宅の迅速な整備		
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	a	災害発生時における他地域への情報発信		
		b	失業者に対する早期再就職支援		

(2) 5つの横断的分野

横断的分野		推進方針	
1	リスクコミュニケーション	a	防災情報の適時・適切な発信
		b	防災教育の実施
		c	ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知
2	人材育成	a	地域の防災人材の育成
3	官民連携	a	災害ボランティア活動支援体制の整備
		b	企業等の地域防災活動への参画促進
4	老朽化対策	a	計画的な老朽化対策の推進
		b	公共施設の老朽化対策
		c	その他老朽化対策
5	広域連携	a	広域応援・受援体制の整備
		b	訓練の実施